

# 税務システム標準仕様書

【第 1.0 版】

令和 3 年（2021 年）8 月 31 日

自治体システム等標準化検討会

（税務システム等標準化検討会）

# 目次

第1章 本仕様書について .....	3
1－1 背景 .....	3
1－2 目的 .....	4
(1) 目指す姿 .....	4
(2) 本仕様書の目的 .....	5
1－3 対象 .....	7
(1) 対象地方団体 .....	7
(2) 対象分野 .....	7
(3) 対象項目 .....	7
(4) デジタル社会を見据えた対応 .....	8
1－4 本仕様書の内容 .....	9
(1) 本仕様書の構成 .....	9
(2) 標準準拠の基準 .....	9
(3) 想定する利用方法 .....	10
(4) 本仕様書の改定 .....	10
(5) 各地方団体の調達仕様書の範囲との関係 .....	11
第2章 業務フロー等 .....	12
2－1 業務フロー図 .....	12
2－2 ツリー図 .....	15
第3章 機能要件 .....	16
3－1 機能要件全般に関する事項 .....	16
(1) 各地方団体において条例等に定める事項の対応 .....	16
(2) 外部機関や標準化対象外システムとの連携に係る要件 .....	16
(3) エラー・アラートに係る要件 .....	17
(4) EUC に係る要件 .....	17
(5) 都道府県への報告等に係る要件 .....	17
(6) 計算・集計ロジックに係る事項 .....	17
(7) バッチ処理（一括処理）に係る事項 .....	18
3－2 機能要件 .....	18
○個人住民税 .....	18
○法人住民税 .....	18
○軽自動車税 .....	19
○固定資産税 .....	19
○収納管理 .....	19

○滞納管理 .....	20
○税務共通要件 .....	20
第4章 帳票要件 .....	21
4－1 帳票要件全般に関する事項 .....	21
(1) 外部帳票の定義 .....	21
(2) 外部帳票における帳票サイズの取扱い .....	22
(3) 外部帳票における専用紙帳票の取扱い .....	22
(4) 外部帳票における大量印刷に係る対象物及び条件の取扱い .....	22
(5) 内部帳票の定義 .....	22
(6) 外部帳票・内部帳票の実現方法 .....	23
(7) 外部帳票・内部帳票における定型文の取扱い .....	23
4－2 帳票要件 .....	23
○個人住民税 .....	24
○法人住民税 .....	24
○軽自動車税 .....	24
○固定資産税 .....	24
○収納管理 .....	24
○滞納管理 .....	25
第5章 その他要件 .....	26
(1) データ要件・連携要件 .....	26
(2) 非機能要件 .....	26
第6章 用語 .....	27
参考 .....	28
業務概要（全体図）及びシステム構成図 .....	28

# 第1章 本仕様書について

## 1－1 背景

地方団体の情報システムは、これまで各地方団体が独自に構築・発展させてきた結果、その発注・維持管理や制度改正対応などについて各地方団体が個別に対応しており、人的・財政的負担が生じている。特に人口規模が一定以上の地方団体を中心に、同一ベンダのシステムを利用する地方団体間でもシステムの内容が異なることが多く、LGWAN等の共通プラットフォーム上のサービスを利用する方式への移行の妨げとなっている。さらに、地方団体ごとに様式・帳票が異なることが、それを作成・利用する住民・企業・地方団体等の負担に繋がっている。

また、中長期的な人口構造の変化に対応した地方行政に変革していくためにも、地方団体の情報システムに係る重複投資をなくして標準化・共同化を推進し、地方行政のデジタル化に向けた基盤を整備していく必要がある。

こうした問題意識から、地方団体の情報システムや様式・帳票の標準化等について、地方団体、ベンダ及び国が協力して具体的な検討を行う場として、令和元年（2019年）8月から自治体システム等標準化検討会（座長：庄司昌彦武藏大学社会学部教授）において、住民記録システム等の標準仕様書の作成が進められている。

個人住民税、法人住民税、固定資産税及び軽自動車税に係る情報システムについて、「新経済・財政再生計画改革工程表 2019」（令和元年12月19日経済・財政諮問会議）及び「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）において、住民記録システムの成果を反映し標準仕様書の作成等を進めることとされ、令和2年7月以降、税務システム等標準化検討会において議論を行ってきた。

本年5月に公布された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）においては、「地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務」について、所管大臣が標準化のため必要な基準を定め、地方公共団体は、標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用しなければならないことが規定されている。また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）においては、「原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準化基準に適合した基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指すこととされた。

本仕様書は、上記経過を踏まえつつ、税務システム等標準化検討会に設置されたワーキングチーム（個人住民税WT、法人住民税WT、固定資産税WT、軽自動車税WT及び収滞納管理WT）における議論や、全国の市区町村及び一般社団法人全国地域情報化推進協議会への意見照会結果を基に、第1.0版として取りまとめたものである。今後、本仕様書にデジタ

ル序において作成予定のデータ要件・連携要件を踏まえた改定等を加え、「標準化基準」を策定することとなる。

## 1－2　目的

「住民記録システム標準仕様書【第1.0版】」において、次のとおり、標準仕様書作成の目的等が記載されている。これについては、対象業務にかかわらず「地方公共団体システム標準化」において共通するものと考えられ、税務システム等標準化についても同様である。

※「住民記録システム標準仕様書【第1.0版】」より引用

### (1) 目指す姿

本仕様書が目指す姿は、

「複数のベンダが広域クラウド（※近隣自治体にとどまらない全国規模のクラウド）上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、ほとんど発注・維持管理や制度改正対応の負担なく、業務を行える姿」

とする。

〔各主体にとってのシステム標準化のメリット〕

○ 住民・企業等のサービス利用者

自治体に対して異なる手続で実施していた申告等が統一的に実施可能となり、手続の簡素化や合理化が実現する。

○ 自治体

限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、自治体のシステム調達や法令改正対応等の業務及び調整に係るコストが減少し、本来自治体職員が行うべき業務に人材を充当できるようになる。また、財政面においては、カスタマイズの抑制、システムの共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理の費用や法令改正時の費用を削減する。

○ ベンダ

個別のカスタマイズ要望が減ることにより、個別自治体との調整やカスタマイズのためのプログラミングの負担が減少し、人口減少下で稀少化するシステムエンジニアの人員をAI・RPA等の攻めの分野に投入し、創意工夫により競争することが可能となる。

さらに、各主体のメリットのみならず、国・国民全体として、事務の迅速化・正確性の向上や、データ利活用の促進等のメリットがある。

## （2）本仕様書の目的

我が国の自治体が中長期的な人口構造の変化に直面する中にあっても、住民サービスを維持・向上させ続けるためには、共同クラウド化・広域クラウド化等を通じた自治体の職員負担の削減、ベンダの負担の削減やベンダ間での円滑なシステム更改等を通じた自治体の財政負担の削減を進める必要がある。また、デジタル社会において実現・普及する技術を取り入れることで、自治体は、デジタル社会に対応した住民サービスを提供することが求められる。

それを実現する手段として、システムの標準化を進めることとし、その基礎となる標準仕様書の作成を通じて、以下の3つの目的を実現する。

### （目的1）カスタマイズを原則不要にする

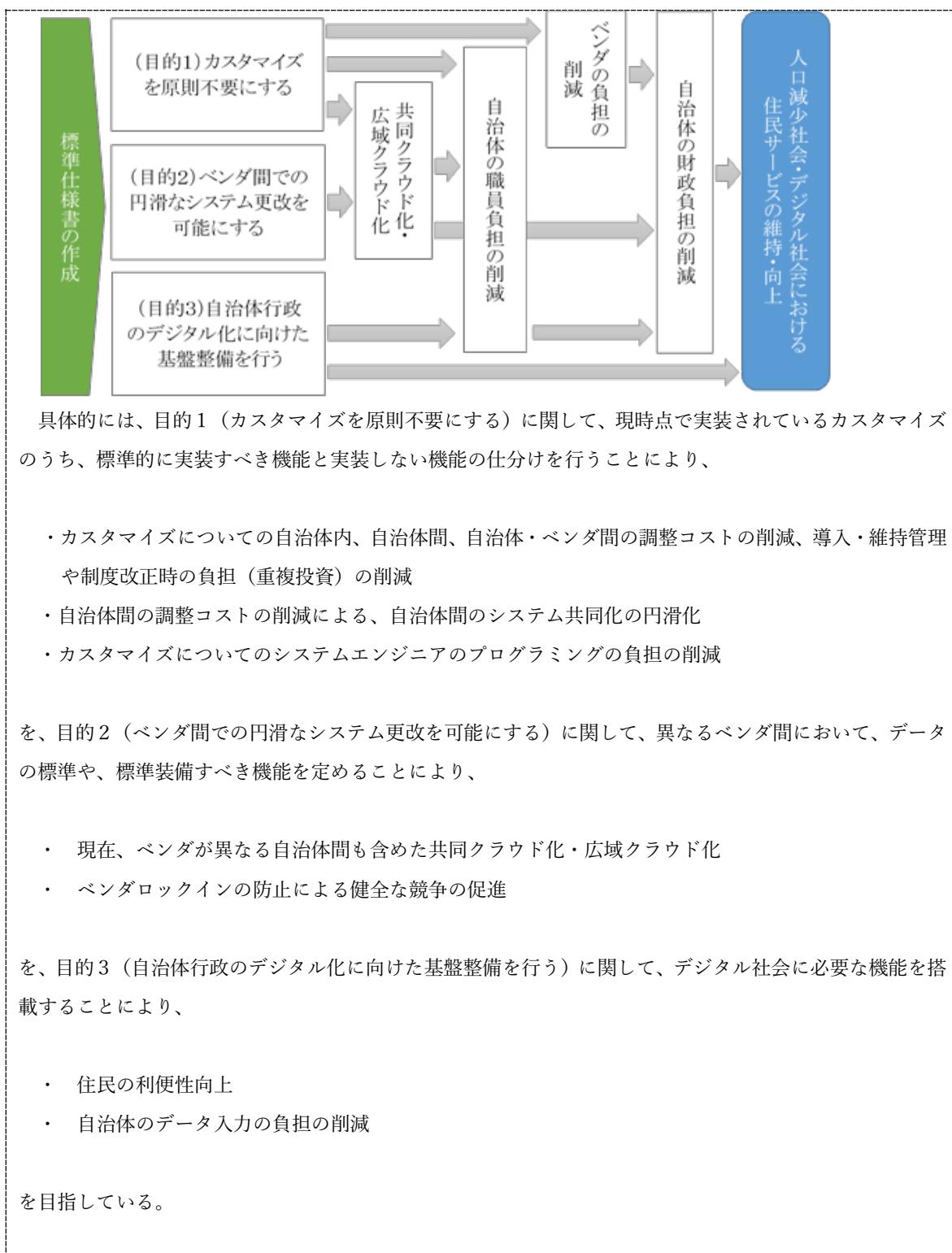
今あるカスタマイズの中で、普遍的に有用性が認められるものは標準的に実装すべき機能として標準仕様書に盛り込み、そうでないものは実装しない機能として、「人口規模が大きな団体でも、標準準拠パッケージであればカスタマイズなしで支障なく業務が行える」ようにして、カスタマイズを原則不要にする。

### （目的2）ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする

ベンダ間共通の標準装備すべき機能やデータの標準等を定めることで、ベンダ移行時の円滑なシステム更改を可能にする。

### （目的3）自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う

デジタル社会に必要な機能のうち現段階で普遍的に有用性が認められるものを搭載することで、自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う。



## 1－3 対象

### (1) 対象地方団体

本仕様書の対象地方団体は、全ての市区町村とする。

下記（2）対象分野には、一部、都道府県が行う事務もあるが、本仕様書の対象外としている。

### (2) 対象分野

本仕様書が規定する対象分野は、地域情報プラットフォーム標準仕様書における地方税業務ユニット（個人住民税・法人住民税・軽自動車税・固定資産税・収滞納管理）を基本とする。固定資産税における土地評価や家屋評価に係るシステムについては、「情報システムによる処理の内容が各地方団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務」に該当しないことから対象外としている。

このほか、市区町村が実施する事業所税や入湯税など上記4税目以外の税目については、本仕様書の対象外とする。また、収滞納管理については、上記4税目の収滞納管理業務を範囲としており、他税目や国民健康保険料等の収滞納管理業務については本仕様書の対象外とする。

各地方団体の組織体制等に応じ、税務事務を補助するために導入されている課税資料等のイメージ管理や個人住民税の申告支援、滞納管理における電話催告等に係るサブシステムについても対象外とする。

### (3) 対象項目

本仕様書では、以下の項目について規定する。

- ① 業務フロー及びツリー図（第2章）
- ② 機能要件（第3章）
- ③ 帳票要件（第4章）
- ④ その他要件（第5章）

①業務フロー及びツリー図、②機能要件及び③帳票要件については、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、固定資産税、収納管理及び滞納管理の6つに分けて規定している。②機能要件については、これらに加え、各税目及び収滞納管理に共通するものを税務共通要件として規定している。

なお、事業者が提供するパッケージシステムによっては、法人住民税の収納に関する機能が課税機能と一体的に実装されることや、督促に関する機能が収納管理ではなく滞納管理で提供

されることも想定される。また、課税状況調や概要調書等の統計帳票については、パッケージシステムの外付けの専用ツールで提供されることも想定される。これらについては、本仕様書で示す要件が充足されている限りにおいて、機能の提供方法の違いは問わないものとする。

④その他要件は、データ要件・連携要件及び非機能要件について規定しているが、これらはデジタル庁を中心に検討されるものである。

画面要件及び専ら操作性に関する要件については、原則として本仕様書に規定しない。ただし、カスタマイズの発生源になっている場合等についてはこの限りでない。

画面要件等として、具体的には、以下のようなものを想定している。

- ✓ 対象者特定後、詳細情報表示をワンクリックで確認できるなどの画面表示に係る要件
- ✓ 処理に注意が必要な対象者を色やポップアップで注意喚起するなどのユーザーインターフェースに係る要件
- ✓ アプリケーション・画面を同時に複数起動できる、マウス操作だけでなくファンクションキーなどによって入力できるなどの操作性に係る要件

#### (4) デジタル社会を見据えた対応

本仕様書は、これからの中核的なデジタル社会においてあるべき姿（電子化・ペーパーレス化）を踏まえ、eLTAX を活用した電子納税の拡大、地方税統一QRコードを活用した地方税の収納、軽自動車税関係手続きの電子化などに係る要件を盛り込んでいる。これらは、現存する税務システムにおいては未実現の機能であるが、本仕様書に準拠したシステムにおいて標準的に実装され、納税者の利便性向上や地方団体等の業務効率化・省力化に資することが期待される。

一方、本仕様書の内容は、これからの中核的なデジタル社会においてあるべき姿にそのまま即したものには必ずしもなっていない。例えば、本仕様書では、紙の申告書について規定しているが、全ての納税者等が eLTAX を通じた電子申告を行えば、今後、紙の申告書の必要性はなくなるものと考えられる。

また、今後のデジタル社会の実現を見据えれば、地方行政の実務や業務システムの前提となる制度自体を見直すべきという考え方もあり得る。しかし、こうした制度自体の検討については、一朝一夕にできるものではなく、今回、制度自体の見直しも含めて検討するとすれば、標準化の実現が更に先に延びることになる。また、標準仕様書は、その性質上、現在の実務から大きく遊離したものとすることはできない。

そこで、本仕様書としては、電子化・ペーパーレス化も含め、これからの中核的なデジタル社会においてあるべき姿を視野に入れつつ、現行制度の下で、多くの地方団体が支障なく対応できるものについて、できる限り盛り込むこととした。

他方、デジタル社会の実現等、様々な社会環境の変化に対応するためには、本仕様書の作成後、地方行政の実務や業務システムの前提となる制度を隨時見直していくことが重要であり、これらの見直しとともに本仕様書を改定していくことが求められる。

## 1－4 本仕様書の内容

### (1) 本仕様書の構成

第1章では、本仕様書の背景、目的、対象及び内容について記載している。

第2章では、業務フローおよびツリー図を記載している。業務フローは、第3章で規定する機能要件が業務上どのように位置づけられ、有効に機能するかについて地方団体及び事業者の共通理解を促すため、それらに対応したモデル的な業務フローを示している。ここで示す業務フローは、各地方団体における実際の業務フローを拘束するものではないが、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが難しいと考える地方団体は、現在の業務フローを本仕様書に示す業務フローを参考に見直すことで、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。ツリー図は、業務フローに示すタスクを構造化し、標準化の対象となる業務を明確化するため、業務フローに紐づいた形式で記載している。

第3章、第4章及び第5章では、それぞれ、税務システムが備えるべき機能要件、帳票要件、データ要件・連携要件及び非機能要件について記載している。「(2) 標準準拠の基準」にあるように、これらの章が、パッケージシステムが本仕様書に準拠するための判断基準となるものであり、言わば本仕様書の本体部分である。

第6章では、本仕様書において用いている用語について、解釈の紛れがないよう、定義している。

### (2) 標準準拠の基準

本仕様書の対象は地域情報プラットフォーム標準仕様における税務ユニットを基本としており、この対象範囲において定義すべき機能について、【実装すべき機能】、【実装してもしなくても良い機能】及び【実装しない機能】の3類型に分類した。可能な限り3類型のいずれに該当するか分類をした上で、定義すべき機能の範囲内で分類されていない機能は、カスタマイズ抑制、ベンダ移行の円滑化の観点から、実装しない機能と同様のものとして位置付ける。

パッケージシステムが本仕様書に準拠するためには、第3章及び第4章に規定する【実装すべき機能】をいずれも実装し、【実装しない機能】及び分類されていない機能をいずれも実装しないことが必要である。ただし、分類されていない機能のうち、地方団体やベンダの創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合は、当該試行についてあらかじめ公表し、当該試行を本仕様書に盛り込む提案となることを条件にして実装す

ることを可能とする。【実装してもしなくても良い機能】は、実装しても、実装しなくても、実装した上で地方団体が利用を選択できることとしても、いずれも差し支えない。

なお、実装すべき機能のうち、法令上必ず使用しなければならない機能と必ずしも使用しなくともよい機能があり、個別に判断する必要がある。

### （3）想定する利用方法

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条第1項では、「地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。」とされており、本仕様書は、標準化基準として位置づけられる予定のものである。したがって、本仕様書については、

- ・ 各ベンダは、デジタル庁が整備するガバメントクラウド上において本仕様書に準拠しているシステムを提供し、
  - ・ 各地方団体は、本仕様書に準拠しているパッケージシステムをカスタマイズすることなく利用する
- ことを想定している。

地方団体においては、人口減少による労働力の供給制約の中、システムについて十分な知見がなくても、負担なくシステムを利用できる必要があり、地方団体としては、改めて本仕様書に示した個別の要件を一々提示してRFI (request for information)やRFP (request for proposal)、更にはFit & Gap分析を行って調達するのではなく、単に、本仕様書に準拠しているパッケージシステムであることを要件に付するだけで、カスタマイズすることなく利用できることを想定している。

本仕様書は、人口規模に応じて、本仕様書における機能さえあればカスタマイズなしで支障なく業務が行えるようになるよう、実装すべき機能と実装しない機能をその理由とともに整理したものである。このため、地方団体内での検討や地方団体・ベンダ間の協議の際に、仮に本仕様書における機能と異なる機能が必要ではないかという議論があった場合、限られた人員、財源の中で、果たして当該地方団体だけ特別に必要な機能なのか、本仕様書が想定する業務フローを参照することで効率的な運用となるよう見直しが必要ではないか、という観点から、本仕様書における必要又は不要の整理を知るための資料として参照することも想定している。

### （4）本仕様書の改定

本仕様書については、制度改正時のほか、地方団体やベンダからの創意工夫によるシステムの機能改善等の提案がある場合や、新たな技術が開発されるなどデジタル化の進展等がみられる場合にも、関係者の関与の下で改定することを想定している。とりわけ、制度改正により本仕様書を改定する必要がある場合は、制度の施行時期を勘案して改定する。改定後の本仕様書

に基づいて、ベンダがクラウド上で一括してシステムを改修することにより、制度改正等の都度、個々の地方団体が個別にベンダと協議して改修を行う必要がなくなると想定される。

地方税においては、毎年度、税制改正が行われており、税制改正を踏まえた本仕様書の改定方法等については、今後検討予定である。

### （5）各地方団体の調達仕様書の範囲との関係

本仕様書を用いることにより、税務業務を運用することは可能であり、本仕様書の対象範囲については本仕様書に記載された内容で調達する必要がある。

しかしながら、各地方団体においては、例えば、事業所税や国民健康保険等の保険税（料）システム等と一体的に調達しているところもあることから、各地方団体の調達仕様書の範囲と標準仕様書の範囲は必ずしも一致しないと考えられる。この場合であっても、各地方団体の情報システムの調達において、本仕様書の範囲の業務について本仕様書に記載された内容で調達する限りにおいては、このような対応も許容される。

※ 例えば、オールインワンパッケージシステムを採用している団体は、住民記録や選挙人名簿、国民健康保険等の分野も併せて調達することになるが、その場合、調達仕様書の範囲が本仕様書の範囲と異なることは差し支えない。

## 第2章 業務フロー等

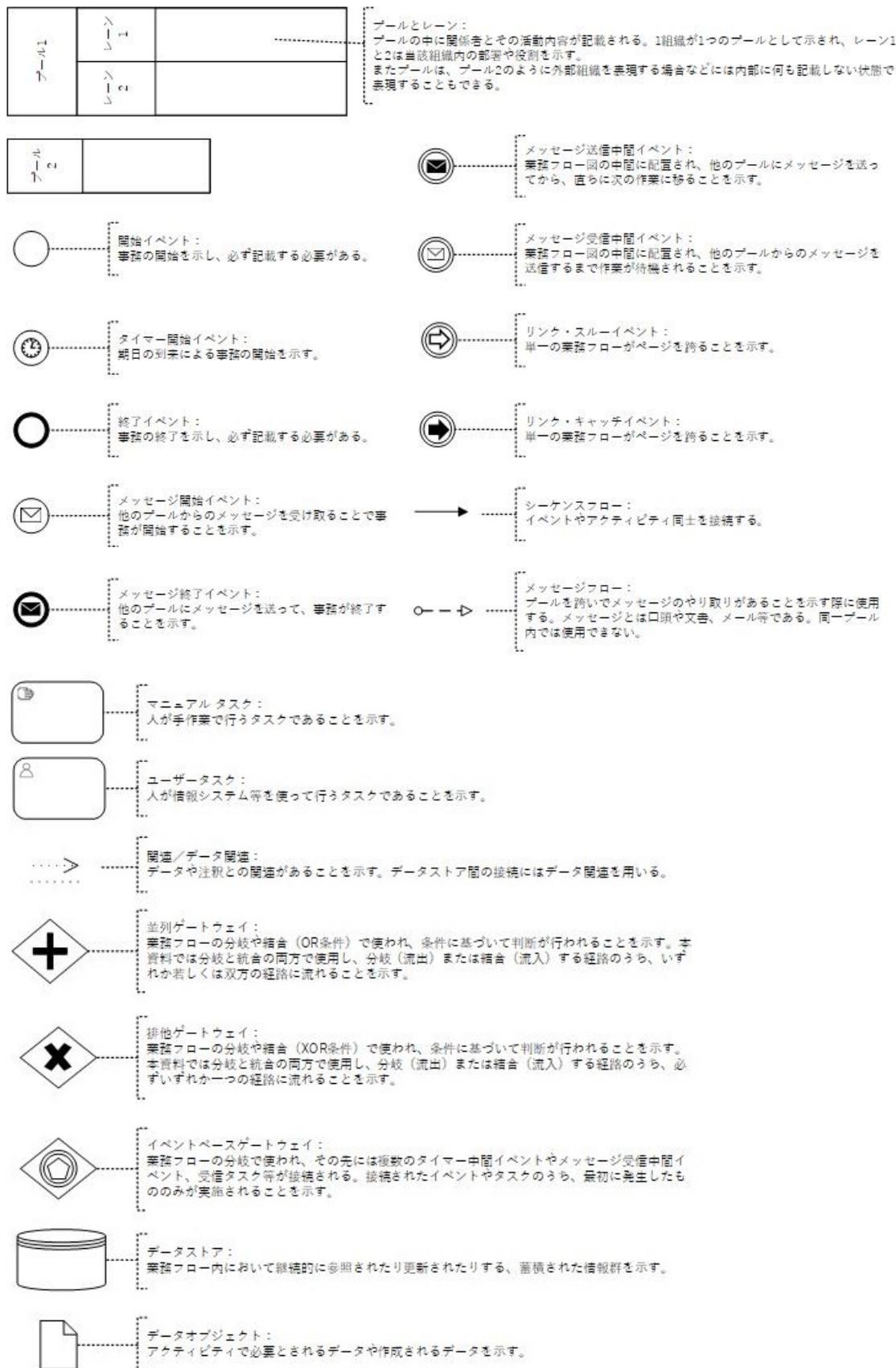
### 2－1 業務フロー図

本仕様書に業務フローを記載する目的は、本仕様書における機能要件に対応したモデル的な業務フローを示すことにより、地方団体及び事業者による共通理解を促すことである。

本仕様書に記載する業務フローは、実際の各地方団体における業務フローを拘束するものではない。ただし、現在の業務フローでは、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが難しいと考える地方団体は、現在の業務フローを本仕様書に記載する業務フローを参考に見直し、本仕様書における機能要件どおりの機能で業務を行うことが期待される。

本業務フローの作成に当たっては、地方公共団体情報システム機構「地方公共団体の情報システム調達における機能要件の表記方法に関する調査研究」（平成27年3月）を参考に、表記方法の国際標準であるBPMN（Business Process Model and Notation）の手法を用いて記述した。

図表2－1 BPMN凡例



各税目の業務フローは以下のとおり、別紙に示す。

個人住民税の業務フロー	別紙2－1のとおり
法人住民税の業務フロー	別紙2－2のとおり
軽自動車税の業務フロー	別紙2－3のとおり
固定資産税の業務フロー	別紙2－4のとおり
収納管理の業務フロー	別紙2－5のとおり
滞納管理の業務フロー	別紙2－6のとおり

## 2－2 ツリー図

業務フローに示すタスクを構造化し、標準化の対象となる業務をツリー図に整理する（図表2－2）。

以下に、ツリー図における各項目の説明を示す。

- ・ 第1階層（I、II、III）  
業務フローの税目名と対応。
- ・ 第2階層（A、B、C）  
業務フローのヘッダー大分類と対応。
- ・ 第3階層（あ、い、う）  
業務フローのヘッダー小分類と対応。
- ・ 第4階層（1、2、3）  
業務フロー内のタスクと対応。特に実線はユーザータスク（人が情報システム等を主体的に操作して行うタスク）、点線はマニュアルタスク（人が手作業で行うタスク）を示す。参照等システム更新がないタスクも人が情報システム等を主体的に操作して行うタスクであるため、ユーザータスクに含まれる。

各税目のツリー図は以下のとおり、別紙に示す。

個人住民税のツリー図	別紙3－1のとおり
法人住民税のツリー図	別紙3－2のとおり
軽自動車税のツリー図	別紙3－3のとおり
固定資産税のツリー図	別紙3－4のとおり
収納管理のツリー図	別紙3－5のとおり
滞納管理のツリー図	別紙3－6のとおり

## 第3章 機能要件

### 3-1 機能要件全般に関する事項

機能要件においては、各業務を実施するために必要な機能を規定している。全ての団体で必須機能又は実装が望ましい機能や、最適な標準機能として合意できる機能については【実装すべき機能】として規定している。また、団体によっては必須機能又は実装が望ましい機能については【実装してもしなくても良い機能】、カスタマイズの発生源であり、かつ、不要と考えられた機能については【実装しない機能】としている。なお、現時点において「カスタマイズ」として実装されている機能であっても、全市区町村において有効性が認められるものは、「実装すべき機能」としている。

検討の過程において、税目を横断して考え方を整理すべきと判断された事項について、以下に記載する。

#### （1）各地方団体において条例等に定める事項の対応

地方税においては、税率や減免、納期など、各地方団体の判断に委ねられている事項も多く存在する。これらについては、パラメータ処理により対応することを基本としているが、これによりがたい場合には、標準準拠システムとは別にシステムを構築して情報連携するアドオンにより実現することを想定している。そのような工夫をしてもなお、必要なサービスを提供できない場合、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第8条第2項においては、標準化対象事務以外の事務を標準化対象事務と一体的に処理することが効率的であると認められるときであって、標準準拠システムに係る互換性が損なわれない場合に限り、必要最小限の改変や追加を行うことができるとされている。ただし、統一・標準化の趣旨を踏まえ、極力これを避けるべきである。

なお、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】」（令和3年7月7日）に示されているとおり、標準準拠システムの導入に際し、各地方団体においては、必要に応じて条例や規則等の改正を検討していただくことを想定している。

#### （2）外部機関や標準化対象外システムとの連携に係る要件

税務業務においては、各地方団体が契約する指定金融機関や収納代行業者、広域の滞納整理機構等の外部機関とのデータ授受が発生する。また、日々の会計業務を行うための財務会計システムとの連携など、府内他システムとのデータ授受も必要となる。

これらについては、各地方団体において連携先の統一が困難であるが、API連携機能等により、連携のために必要な機能を導入することができる。

### (3) エラー・アラートに係る要件

税務業務においては、業務の正確性を期すため、提出された申告書のデータをシステムに取り込む際などにエラーチェックが行われる。本仕様書においては、このような場合のエラー・アラートに係る要件は、その概要のみを記載し、突合対象項目などの詳細までは定義せず、参考資料として詳細条件を添付している。

エラー・アラートに係る共通的な考え方や基本的な要件は、後述の税務共通要件に整理している。

地方団体においては、事業者がパッケージシステムとして提供する税務システムに実装されたエラー・アラート機能を活用する想定である。

### (4) EUCに係る要件

税務システムが保有するデータの二次利用を可能とするデータの抽出・分析・加工及びこれらのファイルやリストへの出力・印刷等の機能について、後述の税務共通要件にて定義している。また、EUCにて抽出したデータを加工するためのツール等は、各地方団体の事情に合わせて必要な機能を導入することができる。

### (5) 都道府県への報告等に係る要件

税務業務においては、各地方団体から都道府県に対して報告等を行うための業務が発生する。これらの報告等は、実施の有無やその様式について都道府県ごとに差異が存在しており、全国的な標準化が困難な状況にある。

本仕様書においては、税務システム等標準化検討会において統一できかつ必要性が認められた統計については定義している。定義されていない都道府県に対する独自の報告等は標準化の対象外とし、パッケージシステムで提供されない場合は、外付けツール等（EUCを含む。）により対応することを想定している。

### (6) 計算・集計ロジックに係る事項

税務業務においては、課税計算や延滞金、還付加算金、各種集計表等の計算・集計ロジックが多く存在する。これらについては、システムの内部設計に当たると考えられるため、本仕様書では詳細化を行っていない。

## (7) バッチ処理（一括処理）に係る事項

税務業務においては、大量の課税資料の取り込みなど、バッチ処理（一括処理）による処理が必要となる機能が多く存在する。ワーキングチームにおける検討過程において必要性が確認されたものについては、バッチ処理（一括処理）における機能提供を記載しているが、その他の機能においても、バッチ処理（一括処理）による実装を妨げるものではない。

### 3－2 機能要件

税目ごとの機能要件を別紙に示す。

以下に、機能要件における各項目の説明を示す。

- ・ 実装すべき機能  
事業者のパッケージシステムが本仕様書に準拠するために実装しなければならない機能
- ・ 実装してもしなくても良い機能  
事業者によって、実装の有無を判断してもよい機能。実装されていれば、地方団体が利用を選択できる。
- ・ 実装しない機能  
事業者のパッケージシステムが本仕様書に準拠するために実装してはいけない機能
- ・ 要件の考え方・理由  
各要件の検討過程などを、必要に応じて補足説明している。
- ・ 指定都市要件  
行政区の管理など、指定都市特有の税務業務において必要な機能要件を定義している。

#### ○個人住民税

別紙に個人住民税の機能要件を示す。

個人住民税の機能要件	別紙4－1のとおり
個人住民税の機能要件（指定都市）	別紙5－1のとおり
個人住民税のエラー・アラート参考資料	別紙6－1のとおり

#### ○法人住民税

別紙に法人住民税の機能要件を示す。

法人住民税の機能要件	別紙4－2のとおり
法人住民税の機能要件（指定都市）	別紙5－2のとおり
法人住民税のエラー・アラート参考資料	別紙6－2のとおり

### ○軽自動車税

別紙に軽自動車税の機能要件を示す。

軽自動車税の機能要件	別紙4－3のとおり
軽自動車税の機能要件（指定都市）	別紙5－3のとおり
軽自動車税のエラー・アラート参考資料	別紙6－3のとおり

### ○固定資産税

固定資産税に係る事務のうち、課税標準額の計算を含む課税計算に係る要件等を本仕様書の対象とし、土地評価及び家屋評価に係る要件（評価調書の作成・発行、評価額の計算など）については本仕様書の対象外としている。

別紙に固定資産税の機能要件を示す。

固定資産税の機能要件	別紙4－4のとおり
固定資産税の機能要件（指定都市）	別紙5－4のとおり
固定資産税のエラー・アラート参考資料	別紙6－4のとおり

### ○収納管理

収納管理及び滞納管理に関する機能の実装方法については、事業者のパッケージシステムにより、収納管理機能と滞納管理機能を一体的に提供する場合や、収納管理機能と滞納管理機能を別システムで提供する場合、一部機能を課税側の機能として提供する場合が考えられる。本仕様書上において、収納管理及び滞納管理で定義する要件をどのパターンで実装するかは、パッケージシステムを提供する事業者の判断によるものとする。例えば、法人住民税の収納機能については、本仕様書では収納管理で定義するが、パッケージシステムの構成に応じて、課税側での実装であっても差し支えない。収納管理及び滞納管理システムは、課税側にて、納税義務者や課税標準額、税額のエラーチェックがなされたデータを連携して管理している。よって、収納管理及び滞納管理システムにて詳細にエラー・アラート条件を定義する必要がなく、エラー・アラート参考資料を付けていない。

別紙に収納管理の機能要件を示す。

収納管理の機能要件	別紙4－5のとおり
収納管理の機能要件（指定都市）	別紙5－5のとおり

### ○滞納管理

別紙に滞納管理の機能要件を示す。

滞納管理の機能要件	別紙4－6のとおり
収納管理の機能要件（指定都市）	別紙5－6のとおり

### ○税務共通要件

各税目及び収滞納管理で横断的に必要となる税務業務に共通する要件を定めている。ただし、各税目及び収滞納の機能要件に類似の要件がある場合は、各税目の要件が優先される。

また、税務共通要件においては、税務システムとして必要な宛名管理の管理項目や機能についても定義している。事業者のパッケージシステム構成としては、税務業務以外の業務も含めた統合パッケージシステムにおいて、税務システムとは別に必要な宛名管理を実装されている場合もあることを認識しているが、そのような実装を妨げるものではない。

なお、宛名管理については、今後、デジタル庁が中心となって、全業務横断の検討を行う予定とされており、検討結果によっては、本仕様書の内容についても必要な修正を行う。

税務共通要件を別紙4－7に示す。

## 第4章 帳票要件

### 4－1 帳票要件全般に関する事項

帳票要件においては、業務を実施するために必要な帳票の要件を規定している。全ての団体で必須又は実装が望ましい帳票については、【実装すべき帳票】として規定している。また、団体によっては必須又は実装が望ましい帳票については【実装してもしなくても良い帳票】としている。これらの帳票について、帳票の概要（帳票の用途）、出力条件、EUCでの代替の可否を規定した上で、必要な帳票に関し、帳票印字項目及びレイアウトを定義している。

検討の過程において、税目を横断して考え方を整理すべきと判断された事項について、以下に記載する。

#### （1）外部帳票の定義

地方団体から納税義務者や外部機関（金融機関等）に通知・送付する帳票を外部帳票としている。

外部帳票のうち、地方税法施行規則にて様式が定義されているものは、原則、地方税法施行規則の様式に準拠することを前提としており、帳票レイアウトや印字項目の定義を行っていない。ただし、本仕様書の検討過程において施行規則の様式の見直しの必要性が確認されたものは、その限りではない。これについては、今後、施行規則の見直しを行う予定である。

また、地方税法施行規則に定めがない場合であっても、統一的な様式の指針があるもの（例：全国地方税務協議会 地方税制等検討委員会 紙与等照会様式検討ワーキンググループにて報告された照会様式等）については、これらに準拠することを前提としている。

上記に該当する様式が存在しない外部帳票については、帳票印字項目の定義を行った。また、帳票印字項目を定義した帳票のうち、納税義務者や外部機関（金融機関等）が複数の地方団体から受け取ることが想定される帳票を中心に標準的な帳票レイアウトも定義している。

地方税法施行規則に定めのある帳票や統一的な様式の指針のある帳票、本仕様書において帳票印字項目・帳票レイアウトを定めた帳票については、帳票名称と帳票印字項目名称とともに本仕様書に準拠するものとする。

各地方団体においては、事業者が提供するパッケージシステムの帳票レイアウトにあわせて、専用紙の発注または印刷事業者への外部委託を実施する想定である。

また、検討過程において「実装してもしなくても良い帳票」に分類された外部帳票については、帳票印字項目、帳票レイアウトともに定義せず、帳票の主たる用途を定義している。地方団体においては、事業者のパッケージシステムにて提供される帳票をそのまま利用する想定である。

## （2）外部帳票における帳票サイズの取扱い

帳票レイアウトを規定する外部帳票については、基本的にはA4縦としているが、帳票によっては視認性等に配慮し、A4横等としている。詳細は各帳票の仕様に記載する。  
なお、専用紙帳票についてはその限りではなく、次項に記載する。

## （3）外部帳票における専用紙帳票の取扱い

税務業務においては、納税通知書などにおいて、帳票の印字枠や地方団体名などが予め印刷された専用紙を使用することが想定される。これらの帳票については各帳票の仕様にてサイズ等を記載する。

なお、専用紙帳票には、用紙に事前に印刷されている「プレプリント項目」と、システムから印字する印字項目がある。本仕様書では、システムから印字する印字項目の定義を中心に行っており、「プレプリント項目」については定義していない。ただし、印字項目と定義された項目でも、定型文等でも問題ないと考えられる項目は「プレプリント可能」と定義している。

## （4）外部帳票における大量印刷に係る対象物及び条件の取扱い

税務業務においては、当初課税時の納税通知書などにおいて、大量の通知物を納税義務者向けに一斉送付することが想定される。このような大量印刷・発送の際の対象物や条件については、郵便局や外部委託先（印刷事業者等）との取決めや同封物の封入の有無などの詳細な条件を設定することが想定される。このような条件設定については、本仕様書の対象外とし、各地方団体が個々の事情にあわせて実施する想定である。

## （5）内部帳票の定義

地方団体が内部事務で使用する帳票を内部帳票としている。

内部帳票は帳票概要（主な用途や仕様概要）や出力条件を中心に標準仕様の定義を行っており、帳票印字項目や帳票レイアウトは定義していない。事業者のパッケージシステムにて提供される帳票をそのまま利用する想定である。

事業者が提供するパッケージシステムによっては、本仕様書で定義する内部帳票を複数の帳票で実現することも想定される。また逆に、本仕様書で定義する複数の内部帳票の要件を一つの帳票で充足することも想定される。このような実装上の違いは許容するものとする。

また、本仕様書に定義される帳票で業務が運用される想定ではあるが、必要に応じて、標準化対象外とされた内部帳票をEUCツール等にてデータ出力することは差し支えない。

## (6) 外部帳票・内部帳票の実現方法

ここまで記載した外部帳票・内部帳票は事業者が提供するパッケージシステムから出力される想定である。ただし帳票印字項目・帳票レイアウトが充足するものであれば、外付けツール等（EUC を含む。）で実現することは差し支えない。

## (7) 外部帳票・内部帳票における定型文の取扱い

外部帳票・内部帳票において印字される定型文（通知内容や教示文等）については、地方団体において条例等で定める内容も多いため、本仕様書において詳細の定義は行っていない。

## 4－2 帳票要件

税目ごとの帳票要件を別紙に示す。

以下に、帳票要件における各項目の説明を示す。

- ・ 帳票概要  
当該帳票が満たすべき主要な要件や主な用途を記載している。
- ・ 主な出力条件  
当該帳票を出力する際に指定する条件を記載している。
- ・ 実装すべき帳票  
事業者のパッケージシステムが本仕様書に準拠するために実装しなければならない帳票
- ・ 実装してもしなくても良い帳票  
事業者によって、実装の有無を判断してもよい帳票。実装されていれば、地方団体が利用を選択できる。
- ・ 用紙  
帳票の印字枠や地方団体名などが予め印刷された用紙や特殊な形状（圧着はがき等）を使用することが想定される帳票は「専用紙」としている。それ以外においては、「汎用紙」としている。
- ・ 代替可否  
内部帳票において、必ずしも帳票形式の出力が必要ではなく、CSV 等による一覧出力で問題ない帳票においては、「EUC で代替可」としている。なお、「代替不可」となっている帳票においても、帳票印字項目・帳票レイアウトが充足するものであれば、外付けツール等（EUC を含む。）で実現することは差し支えない。
- ・ 要件の考え方・理由  
各要件の検討過程などを、必要に応じて補足説明している。
- ・ 実装すべき項目

当該帳票に印字すべき項目。

- ・ 実装してもしなくても良い項目

当該帳票に印字してもしなくても良い項目。事業者によって、実装の有無を判断してもよい項目。実装されていれば、地方団体が利用を選択できる。

#### ○個人住民税

個人住民税の帳票要件	別紙 7-1 のとおり
個人住民税の帳票要件（指定都市）	別紙 8-1 のとおり
個人住民税の帳票印字項目・諸元表	別紙 9-1 のとおり
個人住民税の帳票レイアウト	別紙 10-1 のとおり

#### ○法人住民税

法人住民税の帳票要件	別紙 7-2 のとおり
法人住民税の帳票印字項目・諸元表	別紙 9-2 のとおり
法人住民税の帳票レイアウト	別紙 10-2 のとおり

#### ○軽自動車税

軽自動車税の帳票要件	別紙 7-3 のとおり
軽自動車税の帳票印字項目・諸元表	別紙 9-3 のとおり
軽自動車税の帳票レイアウト	別紙 10-3 のとおり

#### ○固定資産税

固定資産税の帳票要件	別紙 7-4 のとおり
固定資産税の帳票印字項目・諸元表	別紙 9-4 のとおり
固定資産税の帳票レイアウト	別紙 10-4 のとおり

#### ○収納管理

収納管理の帳票要件	別紙 7-5 のとおり
収納管理の帳票印字項目・諸元表	別紙 9-5 のとおり
収納管理の帳票レイアウト	別紙 10-5 のとおり

## ○滞納管理

滞納管理の帳票要件	別紙 7－6 のとおり
滞納管理の帳票印字項目・諸元表	別紙 9－6 のとおり
滞納管理の帳票レイアウト	別紙 10－6 のとおり

※ 「指定都市においてのみ実装すべき帳票」が存在する個人住民税については、別紙8－1のとおり、個人住民税の帳票要件（指定都市）を定義している。ただし、他税目においても、行政区ごとの出し分け等、指定都市特有の帳票出力機能は存在する。それらについては、各税目の機能要件（指定都市）「帳票出力全般」に定義している。

## 第5章 その他要件

### (1) データ要件・連携要件

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、「各制度所管府省庁における標準仕様書の検討と並行して、デジタル庁は、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗換える場合等のデータ移行を容易にするため、データ要件を定めるほか、基幹業務等システム間や他の行政機関等とのデータ連携が円滑に行われるようするため、連携要件を定める。

具体的には、基幹業務等システムに関する既存の標準（中間標準レイアウトや地域情報プラットフォーム、データ標準レイアウト）の拡充や整合性の確保を図ることや、基幹業務等におけるマイナポータルぴったりサービスの円滑な活用のため、マイナポータルと基幹業務等システムとの間の連携要件を新たに定めるなど、関係機関の協力を得ながら検討を進め、令和4年（2022年）夏を目途にこれらの標準仕様を作成する」とされている。

デジタル庁によるデータ要件及び連携要件策定後、本仕様書についても必要な見直しを行う予定である。

### (2) 非機能要件

運用・保守性、セキュリティなどの非機能要件については、デジタル庁及び総務省が策定する「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」によるものとする。内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室及び総務省は、令和2年9月に標準非機能要件を策定しているが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、当該標準非機能要件については、令和4年夏までに、必要に応じて拡充することとされている。

## 第6章 用語

本仕様書についての解釈に紛れが生じないよう、用いられている用語の定義を別紙 XXX に示す。ここで示す定義はあくまで本仕様書における定義であり、用語によっては、本仕様書以外では別の意味で用いられていることもある。

なお、「住民記録システム標準仕様書【第 1.0 版】」にて定義される用語は、「住民記録システム標準仕様書【第 1.0 版】」に準ずるものとする。

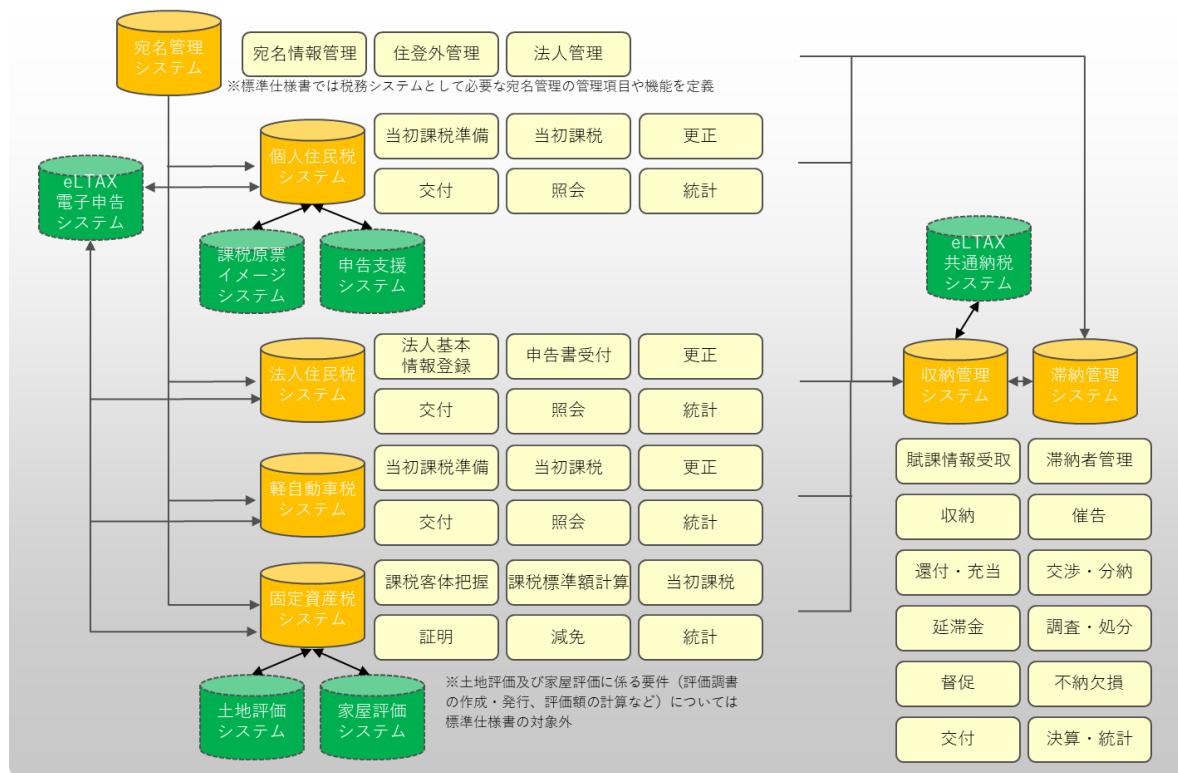
---

## 参考

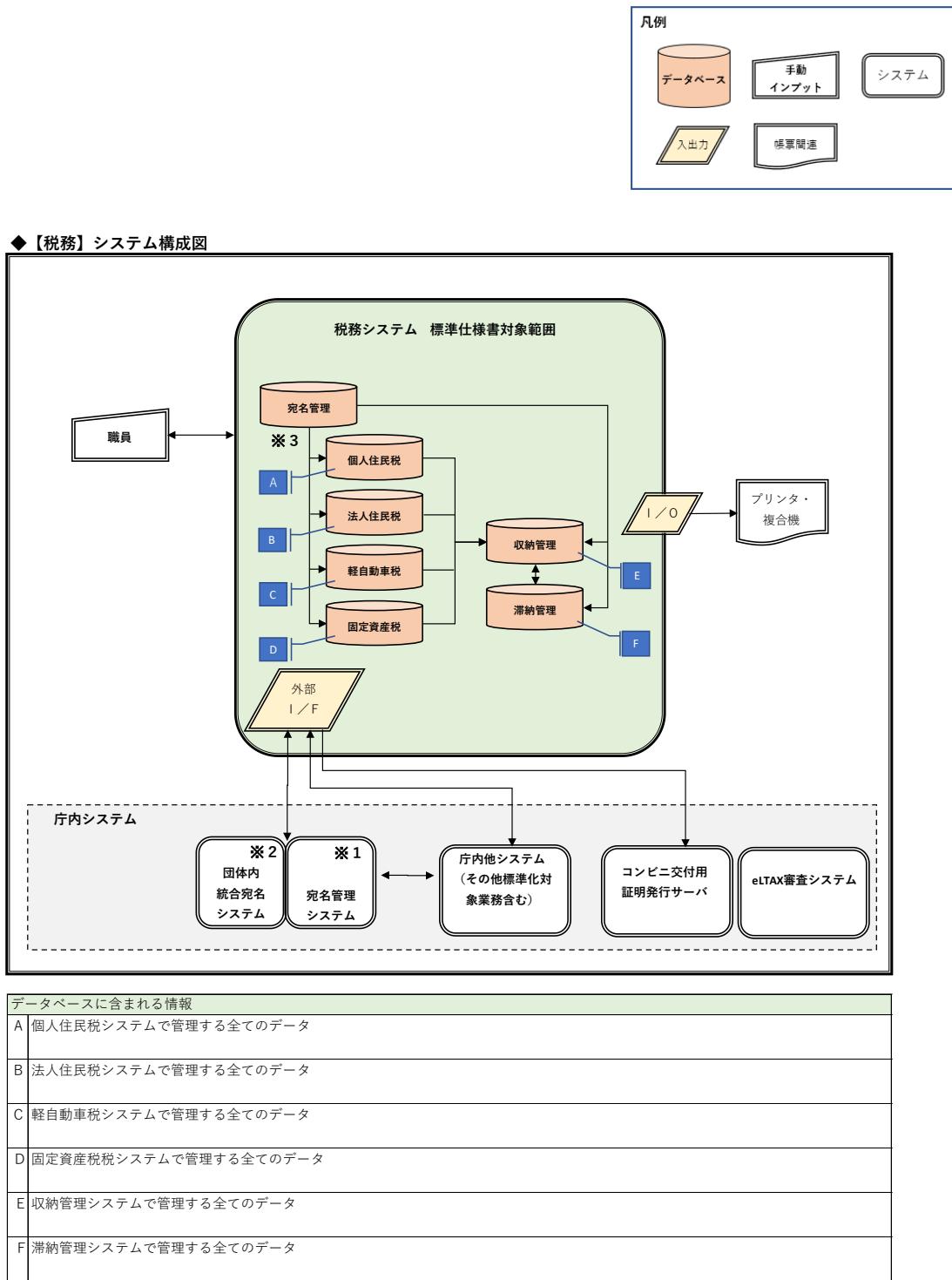
### 業務概要（全体図）及びシステム構成図

システムの新規構築時や更改時において、業務全体を俯瞰することにより、最適なシステム設計の検討等に資するよう、参考として、業務概要（全体図）及びシステム構成図のモデルを次のとおり示す。

図表1 税務における業務概要全体図



図表2 税務システムのシステム構成図



※1 「宛名管理システム」：業務上必要となる宛名、住所、所在地等の「個人情報」を業務横断的に保持・管理するシステム。

※2 「団体内統合宛名システム」：各団体内において、「個人情報」を一意に管理できるよう、個人を特定する番号の紐づけを行うシステム。  
個人情報保護の観点から、中間サーバーでは個人番号を保持することができないことから、

当該システム内で中間サーバーの「符号」と業務システムの「個人情報」の紐づけを行い、  
一意に個人を特定できる番号を団体内のシステムに連携する役割を持つ。

(なお、分野横断的な宛名管理システムを整備している団体においては、

既存の宛名管理システムに個人番号を追加する改修等により対応している場合もある。)

※3 税務システムで必要な情報のみが定義対象、事業者のパッケージシステム構成としては、税務業務以外の業務も含めた  
統合パッケージシステムで宛名管理を実装されている場合もあることを認識しているが、そのような実装を妨げるものではない。